

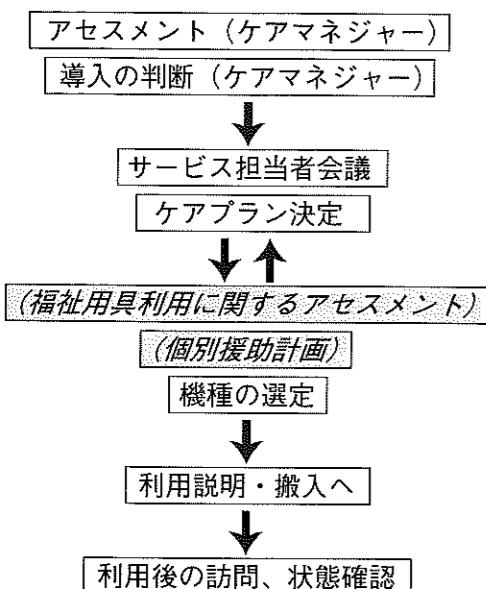
## 介護保険での福祉用具貸与は目標、選定を明確にすること

**個別援助計画作成が、当たり前の時代がやつてきた！**

福祉用具専門相談員のレベルアップと福祉用具の更なる普及を目指して、活動を展開している全国福祉用具専門相談員協会。その取り組みや展望などについてお伝えするシリーズの第二回は、長く福祉と関わってこられた福祉ジャーナリストの東畠弘子先生のご登場です。全国福祉用具専門相談員協会の理事としても、活躍の東畠先生に、福祉用具の個別援助計画について、お話をいただきました。

## 君は知っているか？今、福祉用具貸与サービスが大きく変わろうとしていることを！ 第2回

### 介護保険での福祉用具利用の流れ



注：斜体の「個別援助計画」は現在、指定基準には入っていない、義務付けられていない。福祉用具利用に関するアセスメントは、ケアマネジャーが利用者のアセスメントを行なうなかで導き出されるが、事業者によっては自主的に実施しているところもある。

はどうするのか、マットレスは何を選ぶのか、柵は必要なのかなど諸々検討がなされると思います。

個別援助計画はケアプランの目標に則って、それをより福祉用具の機種選定に具体的に落とし込むものです。さらに取り扱いの留意点などの記載があれば、利用者・家族、ケアマネジャーにとっても共通理解を図るツールになるといえます。しかもケアマネジャーにかかる事務負担はありません。それだけではありません。現在、ベッド柵に関する事故が問題になっていますが、仮に福祉用具が介在した事故のときも、その検証ができます。また担当者が変わったときの「申し送り」にも使えます。

私の願いは、福祉用具利用が社会の中でも、認知され、その普及が進むことです。福祉用具は一九九三年の法の制定、さらに九〇年代には介護実習・普及センターによる福祉用具の展示、相談など伸張しましたが、それでも一般住民から見ると「福祉用具って何？」だったと思います。それが大きく変わったのは介護保険の導入です。

その介護保険制度ですが、施行から八年になり、三回目の介護報酬改定を迎える。この間に福祉用具貸与の利用者は前回の軽度者への見直しにより落ち込みはしましたが、施行前に比べて利用者の増加に向かっています。「必要なときに必要な人に適切な福祉用具を貸し出す」というレンタルの仕組みが導入されたことは、介護保険の成果の一つだと考えます。し

かし、課題もあります。その一つが、その人に合った適切な利用ができるいるかということ、もう一つは、安全な利用が確保されているかということです。レンタルのメリットは「状態に合った」福祉用具の提供です。ところが、現状ではケアプランの目的に沿って、「特殊寝台」「車いす」と福祉用具の種目で明記されても、どのよ

うな機能が利用者に必要かという検討と、そのことにより具体的な機種選定を記載する部分がありません。こうした場面でサービス担当者会議が活用されますが、福祉用具利用に関してもの経過記録は、現状ではどこにもありません。もちろんケアマネジャーのモニタリングや、貸与事業者のメソナンス記録の中で記載があるかもしれません、福利用の視点から利用者の状態を確認したというものではありません。

安全な利用という観点からみると、筆者が一〇〇八年二月～三月に貸与利用者六百九十八人に調査した際、台）利用に移る高齢者も、少なからずいることが推測されます。

は「使い方・操作を忘れて困った」というものでした。搬入時の説明を聞いてそのときはわかつたと思っていましたが、いざ使おうとなると、忘れるというようなことがあります。このようなことは誰でもあります。まして、福祉用具にそれまで触れたことのない高齢者が使うのです。しかし、これは誤操作につながります。

その人の状態に合った適正な福祉用具の利用、そして事故防止のためには安全な利用、この二つは制度施行八年を経た今も課題であり、同時にこの課題を解決するのが福祉用具専



東畠 弘子

全国福祉用具専門相談員協会理事

### 「全国福祉用具専門相談員協会」会員募集要項

#### (1) 会員資格

- ①A会員／福祉用具専門相談員指定講習の修了者であって、本会の目的に賛同した者。
- ②B会員／専門的有資格者（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、ホームヘルパー2級課程修了者）であって、本会の目的に賛同した者。
- (2) 会費：年会費はA会員、B会員とも1万円です。なお、入会金は無料です。
- (3) 入会申し込み：下記、連絡先にお問い合わせ下さい。

【連絡先】全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-20 高輪O Sビル9階

電話：03-3443-0011 FAX：03-3443-8800 ホームページ：<http://www.zfssk.com>

の利用であり、利用を通じてその人の自立生活を支援するというソフトの質があります。最新の福祉用具が届けられたとしても、利用者が何故、その用具を使うのかということを理解も納得もしていかなければ、不快に思うだけかもしれません。福祉用具に入れを合わせるのではなく、その利用を通じてその人の生活を支援することが求められます。

「今は、退院したばかりだから車いすだけれど、もう少し歩行が改善すれば車いすは要らないかもしれない」、そんな検討もケアマネジャー、サービス担当者会議の場で行なってほしいのです。そのためには、専門相談員による個別援助計画書は良いツールになります。こうした計画作成する事業者が増えたければ、安易に利用を勧める事業者との選別になります。時代は私が思うよりも早くに進んでいます。